

①希望日	第1：2月 日（午前・午後） 第2：2月 日（午前・午後） 第3：2月 日（午前・午後）
②氏名	ふりがな
③住所	〒480-長久手市
④生年月日	T.S.H 年 月 日
⑤電話番号	（ ）
⑥申告する所得等に○を付けてください	給与・年金・雑・配当・一時 営業・農業・不動産・譲渡 (総合課税) 譲渡(分離)・退職 → 申し込みできません。 電気文化会館へ。

※申し込み期限は1月16日(金)消印有効です。

長久手会場について(抽選予約制)

場所：[ながくてエコハウス\(多目的室\)](#)
期間：2月16日(月)～2月27日(金)まで ※土日祝を除く
相談時間：9:30～16:00



インターネット申し込み

長久手市ホームページ(暮らし・手続き>税金>確定申告(所得税))または右記二次元コードからお申し込みください。



ハガキ申し込み

- 上記ハガキを切り取ってご利用ください。
- ①日にち(2月16日(月)～2月27日(金)※土日祝除く)と午前・午後の希望を第3希望までご記入ください。
- ②～⑤申告者本人の氏名、住所、生年月日、日中つながる電話番号をご記入ください。
- ⑥③ページを参照し、当日申告する所得等に○をつけてください。

注意事項

- ネットまたはハガキでの申し込みに限ります。
- 申し込み期限は**1月16日(金)(消印有効)**です。
- ネット・ハガキ申し込みともに抽選となります。**
- 抽選結果は1月30日(金)に文書で発送予定です。2月6日(金)までに届かない場合は税務課までご連絡ください。
- 必ず所定の様式でお申し込みください。
- 申し込み内容と当日の申告内容が異なる場合は受付できません。

問い合わせ 長久手市役所 税務課 市民税係 TEL 0561-56-0608

スマホ申告をぜひご利用ください

国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」では、
画面の案内に沿って金額等を入力するだけで
申告書の作成やe-Taxによる送信ができます。

スマホ
申告は
こちらから



2026年
確定申告

自宅からでも
たぐいと申告!

確定申告相談会
長久手会場について

今年度の長久手会場の予約は**抽選**となります。

※会場が「イオンモール長久手」から「ながくてエコハウス」に変わります。

申し込みは**1月16日(金)(消印有効)**まで!

令和7年分
確定申告に
ついては
こちらから



24時間いつでも
利用可能!



手続き
らくらく!

スマホ確定申告の流れ

スマホがあればe-Taxを通じて、自宅にいながら確定申告ができ、国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自動計算で申告書が作成できます。以下の手順を確認しながらやってみましょう！

1 申告の事前準備

e-Taxによる提出に必要なものを準備しよう

- マイナンバーカード
- マイナポータルアプリ
- マイナンバーカード読み取り対応のスマホ
- マイナンバーカードのパスワード2つ
※利用者証明用電子証明書(数字4桁)、
署名用電子証明書(英数字6~16文字)

入力に必要な書類を準備しよう

- 源泉徴収票
- 所得金額がわかる書類
- 控除に必要な書類
- 銀行口座がわかるもの
※還付金がある場合

パソコンでの申告、郵送して申告するなど、その他の提出方法は国税庁ホームページで。

※市役所税務課に投函箱はありません。



2 確定申告書の作成

※以下の手順はスマホで行う場合です。

1 国税庁の「確定申告書等作成コーナー」にアクセス



2 作成開始をタップ

3 各項目を選択(申告書・年分・提出方法などの選択)
※初めてご利用の方は、この後マイナンバーカードの読み取り登録があります。

4 申告する所得・収入・控除等を入力する

5 提出前に申告内容の確認画面が表示されます

6 e-Tax送信を行い提出完了

7 最後に申告書控えの保存・入力データの保存を忘れずにしましょう



e-Taxのメリット

○ 自宅で申告できる

○ 24時間いつでも利用可能

※メンテナンス時間を除く

○ 添付書類の提出不要

※一部の書類を除く

○ 1月上旬から早めの申告が可能

※還付金は3週間程度の早期還付

○ 受信通知によりいつでも内容確認できる



スマホ・パソコン・紙での申告が難しい方は、③ページの会場での確定申告相談会もあります ➡

還付申告は
1月からできるよ!
確定申告のシーズンは
混雑するから
早めの申告が
オススメ!



4
8
0
1
1
9
6

85円
切手を
はって
ください

長久手市役所 税務課 行

確定申告相談会

長久手会場で相談

抽選予約制

申し込みの方はチェック! どんな所得がある?

給与

年金

雑

配当
(総合課税)

一時

営業

農業

不動産

譲渡
(総合課税)

※抽選は給与・年金所得以外の所得がある方を優先して行います。

次の申告内容については長久手会場では受付できません

- 分離課税の譲渡所得(土地、建物、株、FX) ● 退職所得
- 令和6年分以前の申告 ● 贈与税
- 初年度の住宅借入金等特別控除
- 国外居住親族に係る扶養 ● 準確定申告

➡ 電気文化会館へ

長久手会場の申し込み方法は、④ページで ➡

電気文化会館で相談 所在地：名古屋市中区栄2丁目2番5号

日時 2/16(月)～3/16(月)まで 9:15～17:00
土・日・祝除く。ただし、3/1(日)9:15～17:00は開設します。

入場整理券は会場での当日配付または国税庁LINE公式アカウントによる事前発行の2通りです。詳しくは昭和税務署へ(☎052-881-8171)

